

子 発 0720 第 6 号
平成 30 年 7 月 20 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 殿
中 核 市 市 長
施 行 時 特 例 市 市 長
特 別 区 区 長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童相談所設置に向けた検討及び児童相談所設置自治体の
拡大に向けた協力について（依頼）

児童相談所の児童虐待相談対応件数は一貫して増加を続け、複雑・困難なケースも増加しており、特に都市部においては、支援の網の目を細かくし、関係機関が連携して迅速に対応する必要があります。

児童相談所の設置に関しては、「児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力について（依頼）」（平成 29 年 3 月 22 日付け雇児発 0322 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により拡大に向けた協力を依頼するとともに、「児童相談所設置に向けた検討及び都道府県との協議について（依頼）」（平成 29 年 3 月 22 日付け雇児発 0322 第 12 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により児童相談所設置に向けた都道府県との協議を依頼してきたところです。

平成 28 年 6 月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年児童福祉法等改正法」という。）において、中核市に加え特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所設置自治体の拡大が図られ、同法の附則において「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 22 第 1 項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されました。

厚生労働省においては、平成 29 年度、平成 30 年度予算をはじめ、これまでも財政面・制度面における必要な支援を行ってきたところですが、引き続き各市区との情報共有を密に図るとともに、児童相談所設置に向けた課題を整理し、必要な支援を検討することとしています。

現行の支援策の具体的な内容については、下記を参照の上、各市区におかれては、児童相談所設置に向けた検討を進めていただくとともに、都道府県との児童相談所設置に向けた協議を実施していただくようお願い致します。また、都道府県等におかれては、市区において児童相談所設置に向けた検討が行われ

る際には、下記を踏まえて、必要な支援を行っていただくとともに、児童福祉法等改正法において児童相談所を設置できる自治体の拡大を行った趣旨をご理解いただき、市区と児童相談所設置に向けた協議を実施していただくようお願い致します。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言です。

記

1. 児童相談所設置自治体の拡大の趣旨・経緯

平成 16 年の児童福祉法（平成 16 年法律第 153 号）の改正により、中核市は、政令で個別に指定を受けることにより、児童相談所を設置することができることとされました。この改正の背景としては、児童と家庭に関する相談について市町村の役割を強化する中で、中核市程度の人口規模等を有する自治体について児童相談所を設置することにより、

- ・ 子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の実施が可能となること
- ・ 中核市は保健所設置市でもあり、保健福祉にわたる総合的サービスの提供も可能となること

から、その設置を図ることが適当であるとされた一方、こうした自治体における児童相談所の設置については、専門性の確保等の課題があること等から、地域の実情に応じ、段階的に進めていくことが必要であることを踏まえ、政令で指定した市は児童相談所を設置できることとしたものです。

平成 28 年児童福祉法等改正法においては、特別区についても、

- ・ 多くの特別区が人口について中核市と同様の規模を有しており、児童と家庭に関する重篤な問題の発生も多いこと
- ・ 子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の実施が可能となり、かつ、保健所を設置する主体であり保健福祉にわたる総合的なサービスの提供が可能となること

から、事務遂行体制等が確保されるものであれば、児童相談所の設置を目指す特別区についても、市と同様、国が政令で指定できることとされました。

2. 児童相談所設置に向けた都道府県等における支援について

現在中核市において児童相談所を設置しているのは横須賀市・金沢市の 2 市にとどまっております。この背景として、

- (1) 児童相談所の設置に係る人材確保・育成
- (2) 児童相談所及び一時保護所の整備
- (3) その他児童相談所の設置に係る事務手続

に課題があると考えられますが、市区において児童相談所の設置を検討する場合は、課題解決に向けて都道府県等の支援が必要であることから、主に以下の事項について、市区と調整の上、必要な支援を実施していただきますようお願い致します。

- (1) 児童相談所の設置に係る人材確保・育成
 - ① 児童相談所設置準備から設置後に至るまで、都道府県等と市区間の人事交流の実施
 - ② 都道府県等が開催する研修（児童福祉司任用前講習会を含む。）への市区職員の参加要請
- (2) 児童相談所及び一時保護所の整備
 - ① 児童相談所及び一時保護所の組織体制に関する情報提供の実施
 - ② 市区が一時保護所を設置するまでの間の都道府県等が設置する一時保護所の共同利用の実施
- (3) その他児童相談所設置に係る事務手続
 - ① 都道府県等と市区合同の協議体を設置するなど、市区における児童相談所設置に向けた協議の実施
 - ② 児童相談所設置に伴い移譲される業務内容の整理
 - ③ 児童福祉施設の都道府県等と市区の相互利用に向けた調整

3. 児童相談所設置に向けた主な支援策について（別紙）

厚生労働省における児童相談所設置に向けた主な支援策としては、以下の財政面、制度・運用面における必要な支援を行っており、市区においては、これらを活用し、児童相談所設置に向けた検討を進めていただくとともに、都道府県との児童相談所設置に向けた協議を実施していただくようお願い致します。

【財政面における支援】

◆人材確保・育成支援

- ① 市区における事務量の増加に対応するための補助職員の配置
(市区対象事業)
- ② 研修専任コーディネーターの配置（都道府県等・市区対象事業）
- ③ 市区の職員が、都道府県等の児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置（都道府県等対象事業）
- ④ 都道府県等職員（SV等）を市区へ派遣した場合の代替職員（都道府県等）の配置（都道府県等対象事業）

◆施設整備への支援（一時保護所）

- ① 一時保護所の創設（都道府県等・市区対象事業）
- ② 個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような場合について①に加算（市区対象事業）

【制度・運用面における支援】

◆人材確保・育成支援

- ① 各都道府県等に対し、中核市や特別区への人材派遣を含めた児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力依頼を実施
- ② 児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等の作成
- ③ 児童福祉司の任用資格要件を見直し、資格取得に必要な実務経験の対象に市町村等における児童家庭相談業務を追加

◆手続き面の整理

- ① 児童相談所の設置準備から開設までに必要な事項をまとめたマニュアルの作成
- ② 児童相談所設置市の政令指定の仕組みの提示

4. 留意事項

本通知中の「3. 児童相談所設置に向けた主な支援策について」において記載している支援策は、市区における児童相談所の設置促進を図るための現在の支援等をまとめたものであり、今後、市区と意見交換等を実施し、児童相談所設置に向けた課題等を整理した上で、必要な支援策を検討したいと考えております。

なお、児童相談所設置に向けた検討状況につきましては、引き続き定期的に報告を依頼させていただく予定ですので、ご協力をお願い致します。

また、人材確保・育成や一時保護所の整備については、児童虐待・DV対策総合支援事業国庫補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金を積極的に活用いただきますようお願い致します。

以上

中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施

現状

- ・平成28年改正児童福祉法附則において、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるように、国は設置に係る支援その他の必要な措置を講ずることとされている。

対応方針

児童相談所の設置を目指す中核市・特別区に対し、平成30年度予算において、以下の費用への補助を行う。

財政面における支援

◆人材確保・育成支援

- ①市区における事務量の増加に対応するための補助職員の配置
- ②市区における研修専任コーディネーターの配置
- ③市区の職員が、都道府県等の児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置
- ④都道府県等職員(S V等)を市区へ派遣した場合の代替職員（都道府県等）の配置（都道府県等に対する補助） [《平成30年度予算新規》](#)

◆施設整備への支援（一時保護所）

- ①一時保護所の創設
- ②個々の子どもたちの特性に配慮した処遇が可能となるような場合について①に加算 [《平成30年度予算新規》](#)

制度・運用面における支援

◆人材確保・育成支援

- ①各都道府県等に対し、中核市や特別区への人材派遣を含めた児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力依頼を実施
- ②児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等の作成
- ③児童福祉司の任用資格要件を見直し、資格取得に必要な実務経験の対象に市町村等における児童家庭相談業務を追加

◆手続き面の整理

- ①児童相談所の設置準備から開設までに必要な事項をまとめたマニュアルの作成
- ②児童相談所設置市の政令指定の仕組みの提示